

鹿児島工業高等専門学校学生海外派遣事業助成に係る実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、鹿児島工業高等専門学校学生海外派遣事業助成に係る基金規則（以下「規則」という。）第9条に基づき、鹿児島工業高等専門学校における学生海外派遣事業の助成に関して必要な事項を定めるものとする。

(応募資格要件)

第2条 応募資格者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 本校に在籍する学生であり、事業実施時に20歳以上であること。
- (2) 学業及び人物ともに優秀と認められ、将来グローバル社会において活躍が期待できる者であること。
- (3) TOEIC400点以上もしくは日常会話が可能な英語コミュニケーション力を有する者であること。

(申請方法)

第3条 応募者は、申請書（別紙様式1）を学生課教務係に提出するものとする。

(結果通知)

第4条 専攻科委員会又は教務委員会は、申請のあった計画について審議し、採否を決定の上、応募者に結果を通知するものとする。

(事業及び助成内容)

第5条 事業及び助成内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 本校と企業が締結した協定に基づく、海外インターンシッププログラムの実施に係る助成
 - イ 協定に記載されている事業内容を対象とする。
 - ロ 助成額は、1人あたり75万円を上限とする。
- (2) その他学生の海外派遣事業を促進するために必要な経費の助成
 - イ (1)以外の事業内容を対象とする。
 - ロ 助成額は、1人あたり10万円を上限とする。

(報告書の提出)

第6条 事業終了後は、報告書（別紙様式2）を速やかに学生課教務係へ提出するものとする。

附 則

この要項は、平成 28 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 5 月 19 日から施行する。